

低温用圧延鋼材の溶接施工方法及びその施工要領の承認範囲に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

低温用圧延鋼材の溶接施工方法及びその施工要領の承認範囲に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 4.1.4 においては、船体用圧延鋼材、構造用調質高張力圧延鋼材、ステンレス圧延鋼材及びアルミニウム合金材について、試験時の施工条件に応じた溶接施工方法及びその施工要領の承認範囲を規定している。これらの規定においては、試験と異なる施工条件（継手の種類、板厚、すみ肉溶接の脚長、鋼材の強度及びグレード、溶接材料の種類並びに溶接姿勢）であっても、同等性が認められるもの又はより施工方法が容易であるものについては承認の範囲に含めることができるよう、具体的な取扱いを規定している。

しかしながら、低温用圧延鋼材については、承認範囲が具体的に明示されていなかったことから、低温用圧延鋼材についても溶接施工方法及びその施工要領の承認範囲が明確になるよう、関連規定を改めた。

改正内容

低温用圧延鋼材の溶接施工方法及びその施工要領の承認にあたり、試験時の施工条件に応じた承認範囲について規定した。